

# 議会改革に関する検討調査部会 アンケート結果【分野3 議会の機能強化】

No	項目	内容	記号及び 回答会派数	回答内容
①	自由討議／議員間討議		A6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の議会における必須条件である。項目に入れるべきである。</li> <li>・これも、議会基本条例の3点セットのようです。合議機関である議会の権能を活かすために、やってみましょう。</li> <li>・まずは請願・陳情審査の際に実施し、そのあり方を模索していくことを望みたい。</li> <li>・意見開陳が形式的になっている。討論の末に結論を出すべき議会の形骸化の最たるもの。</li> </ul>
			B1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な事項に限り。</li> </ul>
			C2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の「姿勢」としては大切だが、実効性・効果があるものでなければならない。従って、運用のあり方についても良く検討した上で判断するべきである。</li> <li>・自治基本条例の議会の章にも盛り込まれたので、必須。</li> </ul>
			O1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本来の議論としてあった方がいい。</li> </ul>
②	政策検討会／政策討論会		A3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な調査を行うために、テーマを決めて、常任委員会などでやってみればよいかもしれない。</li> </ul>
			B2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請願・陳情審査をしっかりと行う中で、必要に応じて考えていくべきである。まずは滞りがちな請願・陳情審査を円滑に進めることを優先すべきと考える。</li> </ul>
			C2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の「姿勢」としては大切だが、実効性・効果があるものでなければならない。従って、運用のあり方についても良く検討した上で判断するべきである。</li> <li>・取り敢えず、自由討議／議員間討議が優先課題と考える。</li> </ul>
			D2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的な課題。</li> <li>・各政党の政治的立脚点があるわけで、政策の検討は各会派で行うべき。</li> </ul>
×1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性は認めるが条例に入れることはない。</li> </ul>			
③	議会改革推進会議の設置		A6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の「議会改革に関する検討調査部会」を常設の形態にすべきと考える。項目に入れるべきである。</li> <li>・既に当部会が該当する。特別委員会にするのであれば、規定しておくべき。</li> <li>・不断の改革のために、常設した方がよいと思う。</li> <li>・少数会派で希望するものには参加を。</li> </ul>
			B1	
			C1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の「姿勢」としては大切だが、実効性・効果があるものでなければならない。従って、運用のあり方についても良く検討した上で判断するべきである。</li> </ul>
			—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在と同じように必要に応じて設置すればよい。</li> </ul>
×1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例に加える必要はない。本来は議運や特別委員会で対応すべきである。</li> </ul>			
④	議会改革推進会議への議員以外の参画		A3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会津若松市での視察では、この効果は、加算と予想したが、乗数効果があったと聞いた。</li> <li>・まずは議会運営委員会が公聴会や参考人招致を行い、今後のあり方を模索していくことを望みたい。</li> </ul>
			B3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて参画を求めることがあると考える。項目として入れてもよい。</li> <li>・必要な場合に。</li> </ul>
			C1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の「姿勢」としては大切だが、実効性・効果があるものでなければならない。従って、運用のあり方についても良く検討した上で判断するべきである。</li> </ul>
			D2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家や区民の意見は各議員で参考聴取して議論に臨むべき。</li> <li>・必要に応じて依頼すれば、それでよいのではないか。</li> </ul>
			×1	

《分野3 議会の機能強化》

⑤	他自治体議会との交流・連携の推進	A4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進事例の研究になる。</li> <li>・道路や河川など、自治体をまたぐ問題は連携していく必要がある。</li> </ul>
		B2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会改革には終わりはないと考える。従って、他自治体議会との交流・連携は必要と考えるので、項目として入れてもよい。</li> </ul>
		C1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例に規定してまで担保が必要なこととは思えない。任意にやればよいことだと思う。</li> </ul>
		D2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各党派議員がそれぞれで行うべき。</li> <li>・将来的な課題。</li> </ul>
		△1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例に入れなくても、前文などで対応できるのではないか。</li> </ul>
⑥	調査機関の設置	A4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会改革には終わりはない。従って、必要に応じて設置すべきと考える。項目に入れるべきである。</li> <li>・議会(議員というよりは)の調査能力を高めるために必要です。</li> </ul>
		B2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会としての政策形成力強化と考えれば、あった方がよい。</li> </ul>
		C1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法の改正に伴い、議会の調査権を強化し、専門家等の意見を聴取することの必要性には異論はないが、(合議体である)議会で行うのが望ましいのか、議員(会派)で行うのが望ましいのか、更なる検討が必要。</li> </ul>
		D1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各党派の政治的立脚点があるはずであり、政務調査の活用など、それぞれの議員、会派が調査検討をし、政策形成を行うべき。</li> </ul>
		O1	
⑦	附属機関の設置	A2	
		B2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会としての政策形成力強化と考えれば、あった方がよい。</li> </ul>
		C2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法の改正に伴い、議会の調査権を強化し、専門家等の意見を聴取することの必要性には異論はないが、(合議体である)議会で行うのが望ましいのか、議員(会派)で行うのが望ましいのか、更なる検討が必要。</li> <li>・常設の機関までは必要ないし、調査機関があれば、それでよいかもしれない。</li> </ul>
		D2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて調査機関を設置すれば、付属機関は必要ない。</li> <li>・各党派の政治的立脚点があるはずであり、政務調査の活用など、それぞれの議員、会派が調査検討をし、政策形成を行うべき。</li> </ul>
		—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どういったものかわかりません。</li> </ul>
		△1	
⑧	議員研修の充実強化	A4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目として入れるべきである。</li> <li>・既に当区でもなされているし(例:議員年金勉強会)、特別区協議会でも定期的に行われている。</li> </ul>
		B2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要であると考えますが、現在でも当議会は既に取り組んでいると認識している。更なる推進について研究・検討することには異論はない。</li> </ul>
		C2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例に規定してまで担保が必要なこととは思えない。任意にやればよいことだと思う。「自己研鑽に努める」とでも書いておけば包括的に行うのではないか。</li> <li>・各自の責任で行うことが原則では。</li> </ul>
		D1	
		O1	
⑨	議会広報の充実	A7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目として入れるべきである。</li> <li>・順次インターネット中継の拡大が図られているが、さらに充実していくべき。</li> <li>・これは必須です。</li> </ul>
		B2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要であると考えますが、現在でも当議会は既に取り組んでいると認識している。更なる推進について研究・検討することには異論はない。</li> </ul>
		O1	

⑩	委員長の職務の明確化(委員長報告は自ら作成、質疑における答弁の責任)	A3	・役職には当然責任が伴う。
		B4	・現状の委員会運営を考えると、いろいろ工夫がいるが、項目に入れてもよい。 ・「質疑における答弁の責任」とは、答弁者の指名も入るのでしょうか？
		C1	・明確化しないと職務に不足があるのなら、あってもよいのかもしれない。「質疑における答弁の責任」とは、きちんと答弁をするように委員長が配慮するということだろうか。
		—	・より区民の理解を得る委員会運営を進めるべき。
		△1	・義務化すると現実的には負担が大きすぎるのでは。
⑪	委員会による出前講座	A1	
		B2	
		C4	・議会の「姿勢」としては大切だが、実効性・効果があるものでなければならない。従って、運用のあり方についても良く検討した上で判断するべきである。 ・正副委員長＋希望する委員という形でもよいのではないか。 ・説明責任を果たすという意味で必要だと思うが、住民は来てくれるかどうか不安。関心の高い議案等に関して開催することもよいかもしれない。
		D1	・アンケート分野1のNO15「団体、NPO団体等との意見交換の多様な場」の活用を充実すればと考える。従って、項目に入れる必要なし。
		×1	・条例に入れなくても、運用で行えばよい。
⑫	委員外議員の制限規定撤廃	A3	・複数の常任委員会に所属出来ない(早く実施すべき)現状では、早急に実現してほしい。
		B1	
		D3	・現状の規定でよいと考える。従って、項目に入れる必要なし。 ・不要。
		—	・現状で特に問題ないと考える。 ・制限のすべてを撤廃するとしているのか一部なのか不明なので一概に答えられない。
		×1	・一定の歯止めは必要である。
⑬	議会予算	A6	・現に、各会派から毎年予算要望書を提出しているのが、議長が取りまとめたうえで議会全体として予算要望を提出すべきと考える。従って、項目に入れるべきである。 ・会派ごとの事務補助人件費の予算化等すべきと考える上で賛成。あらたな予算出動となるため、区民の理解を得る合理性を担保しなければならない。 ・形式的なものになるだろうけれど、権能を明確化するためには、あった方がよい。
		B2	・議会として必要な予算要求をすることは、規定しておくべきと思う。
		—	・予算の金額ではなく、実態の伴った中身が大切(充実の必要性・コストの効率化)なので、一概には言えない。
		○1	・単年度の予算管理ではなく、4年を1サイクルとした予算の要求が必要だと考える。
⑭	通年議会	A2	・現在、議会の招集権が首長にあり、2元代表制の趣旨から自ら議会を開く権限がないのは問題がある。また通年議会では専決処分を減らす目的ともなり是非導入すべきである。 ・完全な通年議会は無理としても、①会期設定に余裕を持たせること、②予算及び決算を有機的に結びつけて検討できるよう「予算決算特別委員会」を通年設置すること等を検討するべきである。
		B4	・実効性・効果があるものでなければならず、運用のあり方についても良く検討した上で判断するべきである。 ・議会の意思で機動的に(希望日に)本会議を開くためには、通年議会にする必要がある。 ・実施は困難が多いかもしれないが、検討することにより、様々な示唆が得られるのではないのでしょうか。
		D2	・現在の状況で特に問題がないと考える。 ・必要性が分からない。現状の制度との整合性をとるのに支障もあるだろうし。
		—	・研究する必要がある。
		○1	・試行的に単年度で実施することがあっても良いのでは。

《分野3 議会の機能強化》

	その他 ※項目として追加がありましたら、 右の欄にご記入ください。	2	・年俸制 ・政治倫理の確立について条例訓令等の創設を含め議論すべきである。
--	---	---	--

# 議会改革に関する検討調査部会 アンケート結果【自由意見】

議会改革に関する問題意識や議会基本条例について、会派のご意見等を自由にご記入ください。

区民に対する説明責任や、議決機関としての機能の強化等、民主主義を体現する機関として、区議会を今後継続的に発展させていくことは非常に重要であると考えます。議会基本条例についても、自治基本条例があるので、議会の位置付やあり方等について、包括的に明文化して規定する条例を策定することは有益であると考えます。しかし、中身が伴い実効性のあるものでなければならない(形式だけの制定では意味がない)。更には、条例の制定や改革の推進については、議会として一体的に取り組んでいくべきものであるため、立場の違いを超えた議論を深めていく必要性は多いに感じている。理想としては、議会基本条例を全会一致で採決したいものである。

我が会派は、議会改革については必要な改革であり、着実に推進すべき重要な課題であると考えております。

議会改革は、議会内部の議論だけで済ませるのではなく、学識経験者をはじめ、区民の意見等を広く聴取しながら、慎重に進める取り組みが欠かせません。

したがって、直ちに議会基本条例の制定を目指すのではなく、当面は議会改革を進めるための仕組みづくりの構築を行い、それに基づいた取り組みを行うことが必要と認識しております。

なお、参考として、会派の中で出された個々の意見を、以下、列記いたします。

- 1 これまでの議会の規則、条例、規程、改革の取り組みと実績、自治基本条例(第6章)等の実効性、問題点、課題などが検証されていないと思われるので、その検証を進める必要があります。
- 2 議会基本条例は、全議員に関わるものであり、制定にあたっては全議員の意向が十分に反映したものでなければならないと思いますが、現段階では、全議員で情報等が共有されておらず、もっと時間をかけ慎重に検討すべきものと考えます。
- 3 当区には、自治基本条例(第6章)があり、もっと個別、具体的な改革を積み重ね、条例制定の是非を検討すべきと考えます。
- 4 地方自治法改正の動きがあり、その動向を見究め、条例制定の是非を検討すべきものと考えます。
- 5 今後、検討すべき項目については、  
\* 事務局の強化 \* 議会図書室の充実 \* 議員定数の検討

平成12年度から施行された地方分権一括法は、従来の中央集権的な国家体制を改め、その多くの権限を地方自治体へ移行するという歴史的に大きな転換となった。その後、紆余曲折を経て今日、より具体的な骨格ができあがりつつあると同時に地方自治体と議会は、住民に身近な存在としてその責任の重さを強く負うことになってきている。

即ち、議員内閣制の国家体制とは異なり、地方自治体は二元代表制の下、独任制の首長と合議体の議会はその異なる特性を活かして、住民福祉の向上と豊かな地域社会を実現するために、その果たす役割はますます大きくなってきている。

一方、今年3月末迄で活動を終えた国の「地方分権改革推進委員会」元委員長の日羽宇一郎氏のことばを借りれば、「この3年間で100回近くの議論と4回の勧告を出したが、現状では勧告が骨抜きになっている。「地域で出来ることは地域で決める自由」を獲得するためにも、まず、地方議会の改革が必要であると強く主張している。

本区ではすでに、平成15年5月から「杉並区自治基本条例」が施行され、行政と区民等との仕組みは出来上がっているが、一方の議会はまだ出来ていない。そこで、議会は区民にもっとも身近な合議機関として、杉並区自治基本条例との整合性を図りつつ、以下、大きく3つの視点からその仕組みをつくり、その責任を負う必要がある。

- 1 議会として、情報公開を進めると同時に区民との対話をより深め、その意見を施策に反映すること。
- 2 区民の請願・陳情を精査検討し、その意見を第3の政策提言と受け止め、施策に活かすこと。
- 3 議員間の自由闊達な議論を通じて政策立案能力を高め、合意を図るよう努めること。

以上の3点を基本にして議会の仕組みをつくり、間接民主主義を前提にした地方議会の新たなルールを「議会基本条例」として立ち上げる必要がある。

しかし、現在の議会内には、従来の慣習から抜けきれず、変化を良しとしない、また、人間関係の感情に左右されて大きな時代の流れに真剣に取り組まない空気が一部漂っている。このことは、ますます区民から遊離した議会を形づくることになりかねない。区民の目が厳しくなっている現実を直視するべきである。そんな観点からも、「議会基本条例」の制定は、先進都市杉並といわれる議会の責任でもある。

裏面あり

・議会基本条例を制定する意義は、議会のありようを見直すことである。従来の陳情型政治から政策提言型の政治へ、区民に閉ざされた議会から開かれた議会へと転換することである。区・区議会・区民との関係を見直し、それぞれの役割を整理する必要がある。

・減税自治体のことなどもあり議決の範囲を拡げることは必要だとも思う。大枠が可決されれば、細かい部分は要綱や規則で流されてしまう傾向にあり、議会としてもう少し関与すべきだと思う。

議会不要論なども出てくるような社会環境の変化の中で区民に分かりやすい政策の議論や決定のプロセスへの参加など、議会として努力していかなければならないと思う。区民の立場に立った質・レベルの高い議会とするためにも改革を進める視点から、これまでの慣例・慣習などを見直す必要があると思う。

・改革を進めることについて賛同をするが、議会基本条例については全議員がしっかりと関心を持ち全体的な議論を行い条例制定をはかるべきと考える。条例制定に向け、全議員がしっかりと意見を述べられる体制づくりについて十分な検討が必要と考える。

現在、杉並区議会は区民からの関心度が非常に低い状況にあるのではないかと考える。地方自治体の趣旨である福祉の増進という使命を投げ捨てた上、国の悪政の防波堤としての役割を果たすどころか、いっしょになって区民生活に痛みを及ぼしてきた「行政改革」が、区政への区民の信頼と関心を奪っているのである。区民の福祉の願いに応える必要がある。そのためにも区民から出された請願陳情の審議が極めて低い状況は早急に改善しなければならない。また、本来56人の議員定数が定数削減によって48人に減らされ、現在区民1万1千人にたいして議員一人となっている。このように区民と区議会議員との接点はより小さくなっており、この接点をどう大きくしていくかが重要な課題となっている。議会の活動が区民の耳目に触れ、その議員の議会活動、議案への賛否が実際の区民の生活にどう影響を与えたか広く周知され、議員が区民の選択にさらされるような状況が必要である。さらには国政では対決姿勢を見せているはずの各政党が、区長のもとにオール与党となっている杉並区議会の実態は、区長と区議会との緊張感を奪っており、そのことが議会論戦の緊張感を奪い、区民の関心を低下させることにもつながっている。各議員がより区民の声を聞き、それを議会に届け、結果をしっかりと周知するという当たり前の活動が求められている。そうした観点から議会改革は行われるべきである。

#### 【議会改革に関する問題意識】

・議会とは会議をする場・組織のほうである。会議とは、関係者が集まって相談・協議をし、物事を決定することである。しかし、現状では、各々が一方的に質問し、一方的に意見を述べるだけの場になりがちである。したがって、議会を会議の場に戻さなければならない。

・議決権や検査・監査の請求権、意見書提出権、調査権等を持っているのは議会であり、個々の議員ではない。個々の議員がもっているのは議案提出権(定数の1/12以上)や評決権、請願署名権等にすぎない。したがって、「議会として区民や行政とどう向き合うのか」をしっかりと考えていく必要がある。

#### 【議会基本条例について】

・議会運営のルールには、慣例で行っているものが結構ある。これらは、議員には理解できても、区民等にとっては、明文化されていなければわからない。また、明文化されていないルールは、たとえ「慣例でそうしています」と言われても区民等にとっては担保にならず、勝手に変えられても区民等にはわからない。したがって、議会運営のルールはしっかりと明文化・体系化し、かつ変更の場合、その過程も見えるようにしておくことが必要である。

①特別委員会について。年数回しか開会されていないにもかかわらず、報告事項が少なく質疑も低調な特別委員会は、いずれ存在意義が疑われる可能性がある。この機会にその存廃のあり方を再検討するべきである。

②議員定数や議員報酬のあり方(考え方)について。近く法改正も予定されているが、一足先に名古屋市における市長と市議会の対立が大きく報道され、注目を集めているところである。

今後の展開にもよるが、これらの問題を脇に置いたまま、形式的に議会基本条例だけをつくってみても有権者の理解は得られない可能性がある。条例制定するなら、これらについても同様に考え方を整理しておくことが絶対に必要な情勢であると考えます。

③宿泊を伴わない委員会視察(会議録)について。宿泊を伴う視察の場合、報告書がホームページに掲載されるようになった。しかし、その影響から宿泊を伴わない視察について、実質的な報告が掲載されていないことを疑問視する意見をいただいたことがある。確かに、あのような会議録(事実上、開会と閉会の宣告が記載されているのみ)なら、「会議録」として羊頭狗肉だと言われても仕方ない気がする。委員会を招集・開会している以上は、せめて視察先から受けた説明の要旨を記載しておくなど、最低限の体裁を整えることが必要ではないか。

④幹事長会のあり方について。なかでも陳情審査除外基準(案)については、幹事長会で話し合いが行われてきたとのことであるが、全く寝耳に水の話であった。このようなことが発生するのであれば、全議員の傍聴を認めるべきである。また、議会運営の基本に関わる話し合いが行われる場となっている以上、開催毎にその内容については漏れなく情報提供されるようお願いしたい。

⑤議会基本条例のあり方について。地方自治をめぐる環境は大きく変化しつつあることから、実質の伴わない形式的な条例になってしまうと批判を受ける可能性がある。条例制定によって議会がどのように変わるのか、明確に示していくことが重要と考える。

議会基本条例ありきではなく、個々の改善を、いかに具体化していくかこそ重要であると考えます。その意味では、条例を作らずとも改善できる点は多々あり、議会活性化は、やる気さえあればいくらでも可能です。

議員が質疑や討論(実質的な)を通して、問題の所在を明らかにしたり、政策を深めたりすること、また、その結果としての合意を形成していくこと一区民はこうした創造的な機能を議会に求めているのではないのでしょうか。

現在の議会はセレモニー化しており、討論がみられない、とよく批判されます。条例云々の前に、上記を実現することを真剣に考えることだと思います。

- (1) 誰のための議会であり、何のための基本条例なのかにより内容は大きく変わる。住民のための議会であり、住民に開かれた議会の基本条例であれば賛成。
- (2) そのために、中間まとめの段階で7月～10月までの間に区民に広く呼びかけ、議会に対する区民の意見を聞く機会を何度も設けるべき。それを受けて素案の形成をはかること。

